

ご利用者の介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
居室の形態		個室	個室	個室	個室	個室	
基本的に係る費用	・サービス利用料金 (単位)	603	672	745	815	884	
	・サービス提供体制強化加算 I (単位) 注1	22					
	・夜勤職員配置加算 (単位)	13					
	・看護体制加算 I (単位)	4					
	・介護職員等処遇改善加算 (単位) 《令和6年6月から》	90	100	110	120	129	
	合計単位	732	811	894	974	1052	
	上記、合計単位を自己負担額に換算 (1単位は10.17円) : (円)	1割負担額	744	824	909	990	1,069
		2割負担額	1,488	1,649	1,818	1,981	2,139
		3割負担額	2,233	2,474	2,727	2,971	3,209
	・居室に係る自己負担額 (円) 《令和6年8月から》	・第4段階 (標準)	個室 1,231				
・第3段階		個室 880					
・第2段階		個室 480					
・第1段階		個室 380					
・食費に係る自己負担額 (円)	・第4段階 (標準)	1,445					
	・第3段階② 注5	1,300					
	・第3段階① 注6	1,000					
	・第2段階	600					
	・第1段階	300					
・1日あたりに係る費用 (円) 《基本的費用の概算》	居室の形態	個室	個室	個室	個室	個室	
	・第4段階 (標準)	3,420	3,500	3,585	3,666	3,745	
	・第4段階 (2割負担)	4,164	4,325	4,494	4,657	4,815	
	・第4段階 (3割負担)	4,909	5,150	5,403	5,647	5,885	
	・第3段階②	2,864	2,944	3,029	3,110	3,189	
	・第3段階①	2,564	2,644	2,729	2,810	2,889	
	・第2段階	1,764	1,844	1,929	2,010	2,089	
・第1段階	1,364	1,444	1,529	1,610	1,689		
該当に係る費用合	・療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食ごと算定。				8	
	・送迎加算 (単位)	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居室と事業所間の送迎を行ったとき。				184	
	・看取り連携体制加算 (単位)	看取り期のサービス提供を行ったとき。死亡日又は死亡日以前30日以下の7日を限度。				64	
	※緊急短期入所受入加算 (単位)	居室の介護支援専門員が必要と認められたものに対し、居室サービス計画にない短期入所介護を緊急に行ったとき。				90	
	・介護職員等処遇改善加算	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。《令和6年6月から》 「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 14/100 が加算されます。					
1か月 (30日) に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
		個室	個室	個室	個室	個室	
自己負担額 (円)	介護保険で利用できる最大日数 (日)	27	29	30	30	30	
	・第4段階 (標準)	121,839	115,113	107,548	109,983	112,383	
	・第4段階 (2割負担)	142,032	138,720	134,817	139,687	144,487	
	・第4段階 (3割負担)	162,224	162,326	162,086	169,390	176,590	
	・第3段階②	106,959	100,233	92,668	95,103	97,503	
	・第3段階①	97,959	91,233	83,668	86,103	88,503	
	・第2段階	73,959	67,233	59,668	62,103	64,503	
・第1段階	61,959	55,233	47,668	50,103	52,503		
その他入居中に係る費用について (介護保険の給付の対象外)		居室電気料・出張美容サービス・実費負担の発生するレクリエーション・日常生活上必要となる諸費用 (衣類や口腔ケア用品、嗜好品など)					

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。(介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。)

注2 介護職員等処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に14/100を乗じます。

注3 第3段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で120万円越え、単身の預貯金500万円以下 夫婦の場合は1500万円以下

注4 第3段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※ 個別に加算に係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変わりますのでご注意ください。

ご利用者の介護度		要支援 1	要支援 2	
居室の形態		個室	個室	
基本的に係る費用	・ サービス利用料金 (単位)	451	561	
	・ サービス提供体制強化加算 I (単位) 注1	22		
	・ 介護職員等処遇改善加算 (単位) 注2 《令和6年6月から》	66	82	
	合計単位	539	665	
	上記、合計単位を自己負担額に換算(1単位は10.17円)：(円)	1 割負担額	548	676
		2 割負担額	1096	1,353
		3 割負担額	1644	2,029
	・ 居室に係る自己負担額 (円) 《令和6年8月から》	・ 第4段階 (標準)	個室 1,231	
		・ 第3段階	個室 880	
		・ 第2段階	個室 480	
・ 第1段階		個室 380		
・ 食費に係る自己負担額 (円)	・ 第4段階 (標準)	1,445		
	・ 第3段階② 注5	1,300		
	・ 第3段階① 注6	1,000		
	・ 第2段階	600		
	・ 第1段階	300		
・ 1日あたりに係る費用 (円) 《基本的費用の概算》	居室の形態	個室	個室	
	・ 第4段階 (標準)	3,224	3,352	
	・ 第4段階 (2割負担)	3,772	4,029	
	・ 第4段階 (3割負担)	4,320	4,705	
	・ 第3段階②	2,728	2,856	
	・ 第3段階①	2,428	2,556	
	・ 第2段階	1,628	1,756	
	・ 第1段階	1,228	1,356	
するに係る費用	・ 療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食ごと算定。	8	
	・ 送迎加算 (単位)	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行ったとき。	184	
	・ 介護職員等処遇改善加算	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。	《令和6年6月から》 「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 14/100 が加算されます。	
その他入居中に係る費用について (介護保険の給付の対象外)		居室電気料・出張理美容サービス・実費負担の発生するレクリエーション・日常生活上必要となる諸費用 (衣類や口腔ケア用品、嗜好品など)		

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が異なります。(介護福祉士が6割以上の場合は22単位、5割以上6割未満の場合は18単位になります。)

注2 第3段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で120万円越え、単身の預貯金500万円以下 夫婦の場合は1500万円以下

注3 第3段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下

注4 介護職員等処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 14/100を乗じます。

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※ 個別に加算に係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変わりますのでご注意ください。